|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 見出し／本文 | やさしい日本語 |
| 27 | パスポートの再発行や在留資格の更新 | パスポートをなくしたやがわるへ |
| 台風○号や○○地震の影響により在留期間内に出国することができなかった又は出国することが困難な外国人観光客の方へ  台風○号や○○地震の影響により、在留期間内に出国することができなかった又は出国することが困難な外国人観光客の方に対し、出国のために必要な手続などについて  １ 出国のための手続  （１）パスポートを持っている方  出国前に，在留期間の更新手続などを行う必要があります。あらかじめ最寄りの出入国在留管理局（入管）で手続をしてください。  （２）パスポートを持っていない方  出入国在留管理局（入管）で手続をする前に，パスポートなど出国に必要な渡航文書の発給を受けた上で、上記（１）の手続を行う必要があります。 渡航文書の発給に関しては、最寄りの駐日外国公館にご相談下さい。  ２ その他のお問い合わせ その他、出入国手続に関するお問い合わせは以下のインフォメーションセンターにお問い合わせ下さい。  ○外国人在留総合インフォメーションセンター  平日午前 ： ～午後 ：  ＴＥＬ： － －  パスポートをなくした場合は、 自国の大使館で、パスポート再発行の手続きをしてください。必要な書類は、大使館で確認してください。  在留カードをなくした場合は、あなたが住んでいるところの出入国在留管理局（入管）で再交付の手続きをしてください。 | ○や○○のために、までにをることができなかった、またはをることがしいののが、をるためにななどについて  １ （をる）のための  （１）パスポートをっている  をるに、をしくするがあります。くの（）でをしてください。  （２）パスポートをっていない  （）でをするに、パスポートなどをるためのがです。パスポートなどをって、の（１）のをしてください。 パスポートをるときは、あなたののなどにしてください。  ２ そののいわせや、をるためののいわせは、インフォメーションセンターにいてください。  ○インフォメーションセンター  ： から ： まで  ＴＥＬ： － －  パスポートをなくしたは、 あなたのので、もうパスポートをってください。なは、でいてください。  カードをなくしたは、あなたがんでいるところの（）で、カードをもうってください。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 見出し／本文 | やさしい日本語 |
| 27 | パスポートの再発行や在留資格の更新 | パスポートをなくした人(ひと)や在留(ざいりゅう)期間(きかん)が終(お)わる人(ひと)へ |
| 台風○号や○○地震の影響により在留期間内に出国することができなかった又は出国することが困難な外国人観光客の方へ  台風○号や○○地震の影響により、在留期間内に出国することができなかった又は出国することが困難な外国人観光客の方に対し、出国のために必要な手続などについて  １ 出国のための手続  （１）パスポートを持っている方  出国前に，在留期間の更新手続などを行う必要があります。あらかじめ最寄りの出入国在留管理局（入管）で手続をしてください。  （２）パスポートを持っていない方  出入国在留管理局（入管）で手続をする前に，パスポートなど出国に必要な渡航文書の発給を受けた上で、上記（１）の手続を行う必要があります。 渡航文書の発給に関しては、最寄りの駐日外国公館にご相談下さい。  ２ その他のお問い合わせ その他、出入国手続に関するお問い合わせは以下のインフォメーションセンターにお問い合わせ下さい。  ○外国人在留総合インフォメーションセンター  平日午前 ： ～午後 ：  ＴＥＬ： － －  パスポートをなくした場合は、 自国の大使館で、パスポート再発行の手続きをしてください。必要な書類は、大使館で確認してください。  在留カードをなくした場合は、あなたが住んでいるところの出入国在留管理局（入管）で再交付の手続きをしてください。 | 台風(たいふう)○号(ごう)や○○地震(じしん)のために、在留(ざいりゅう)期間(きかん)までに日本(にほん)を出(で)ることができなかった、または日本(にほん)を出(で)ることが難(むずか)しい外国人(がいこくじん)の観光客(かんこうきゃく)の人(ひと)が、日本(にほん)を出(で)るために必要(ひつよう)な手続(てつづき)などについて  １ 出国(しゅっこく)（日本(にほん)を出(で)る）のための手続(てつづき)  （１）パスポートを持(も)っている人(ひと)  日本(にほん)を出(で)る前(まえ)に、在留(ざいりゅう)期間(きかん)を新(あたら)しくする必要(ひつよう)があります。近(ちか)くの出入国(しゅつにゅうこく)在留(ざいりゅう)管理局(かんりきょく)（入管(にゅうかん)）で手続(てつづき)をしてください。  （２）パスポートを持(も)っていない人(ひと)  出入国(しゅつにゅうこく)在留(ざいりゅう)管理局(かんりきょく)（入管(にゅうかん)）で手続(てつづき)をする前(まえ)に、パスポートなど日本(にほん)を出(で)るための書類(しょるい)が必要(ひつよう)です。パスポートなどを持(も)って、上(うえ)の（１）の手続(てつづき)をしてください。 パスポートを作(つく)るときは、あなたの国(くに)の大使館(たいしかん)などに相談(そうだん)してください。  ２ その他(た)の問(と)い合(あ)わせや、日本(にほん)を出(で)るための手続(てつづき)の問(と)い合(あ)わせは、インフォメーションセンターに聞(き)いてください。  ○外国人(がいこくじん)在留(ざいりゅう)総合(そうごう)インフォメーションセンター  平日(へいじつ) 午前(ごぜん) ： から 午後(ごご) ： まで  ＴＥＬ： － －  パスポートをなくした人(ひと)は、 あなたの国(くに)の大使館(たいしかん)で、もう一度(いちど)パスポートを作(つく)ってください。必要(ひつよう)な書類(しょるい)は、大使館(たいしかん)で聞(き)いてください。  在留(ざいりゅう)カードをなくした人(ひと)は、あなたが住(す)んでいるところの出入国(しゅつにゅうこく)在留(ざいりゅう)管理局(かんりきょく)（入管(にゅうかん)）で、在留(ざいりゅう)カードをもう一度(いちど)作(つく)ってください。 |